

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス

重要事項説明書

＜令和6年6月1日＞

1. 事業所の概要

(1) 基本理念

ご利用者様とご家族様のＱＯＬを尊重し在宅での生活が継続できるよう専門職として継続できるよう支援いたします。

また、早期に問題を解決し安心して生活できるよう専門職として質の高いサービスを提供致します。

(2) 運営方針

①利用者様とご家族の意思を尊重し療養上の不安なくその人らしい生活が継続できるよう努力致します。

②予防から終末期まですべての方に満足して頂けるよう緊急時も迅速に対応できるよう体制を整えます。

③専門職として質の高いサービスを提供できるよう研究、学習に努めます。

④福祉、介護、医療機関との連携を密にし地域に根差した活動をします。

(3) 法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団星の砂
代表者名	理事長 大城堅一
本社所在地	東京都練馬区大泉町3-2-9
電話番号	03-5933-3077

(4) 事業所名と事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション星の砂
所在地・連絡先	(所在地) 東京都練馬区大泉町3-2-17 エステート大泉町 1 階 (連絡先) 03-5947-4601 (FAX) 03-6904-4166
事業者番号	1362090191
管理者	蒔苗 麻子

(5) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1	0	管理・看護師
事務員	2	1	1	受付、事務
従事者	正看護師	7	5	訪問看護
	准看護師	0	0	訪問看護
	理学療法士	2	1	リハビリ
	作業療法士	2	1	リハビリ
勤務体制	勤務時間	8時30分～17時30分		

(6) 実施地域

練馬区	全域（関町北、関町南、関町東、北町、錦を除く）
和光市	白子、南、中央、広沢
朝霞市	溝沼、膝折、岡
新座市	栄、池田、片山、道場、馬場

(7) 営業日

営業日	月～金
営業時間	午前9時00分～午後6時00分
営業しない日	土曜・日曜・祝日・年末年始

2. サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士や作業療法士が訪問し、リハビリを実施します。

3. 費用

- (1) 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険の負担割合に応じての負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- (2) 医療保険の場合は健康保険負担割合となります。
- (3) 料金表

介護保険で看護師による訪問看護の場合（1割）					※准看護師の場合 1回につき90/100相当		
項目・所要時間	要介護	自己負担/回	要支援(予防)	自己負担/回	計画内または緊急2回目以降		
	基本料金	(1割の場合)	基本料金	(1割の場合)	夜間(18~22)	早朝(6~8)	深夜(22~6)
訪看Ⅰ1・20分未満	3,579 円	358 円	3,454 円	346 円	25%加算	25%加算	50%加算
訪看Ⅰ2・30分未満*	5,369 円	537 円	5,141 円	515 円	25%加算	25%加算	50%加算
訪看Ⅰ3・30分~59分	9,382 円	939 円	9,051 円	906 円	25%加算	25%加算	50%加算
訪看Ⅰ4・60分~89分	12,859 円	1,286 円	12,426 円	1,243 円	25%加算	25%加算	50%加算

加算について（介護保険）基本料金 / 1割負担の場合				
特別管理加算Ⅰ	5,700 円/月	570 円/月	医療機器を使用している特別な管理が必要な方などに算定します	
特別管理加算Ⅱ	2,850 円/月	285 円/月		
緊急時訪問看護加算Ⅰ	6,840 円/月	684 円/月	計画外の緊急時訪問体制 必要に応じて算定	
長時間訪問看護加算	3,420 円/回	342 円/回	特別管理加算対象者で90分を超える計画の場合	
複数名訪問加算Ⅰ	30分未満	2,895 円/回	290 円/回	同時に複数の看護師等による計画的な訪問看護、利用者の同意にて算定
	30分以上	4,582 円/回	459 円/回	
退院時共同指導加算*	6,840 円/回	684 円/回	退院する病院と共同指導のあとで初回訪問した場合	
初回加算（Ⅰ）	3,990 円/月	399 円/月	退院・退所当日に訪問を行った場合	
初回加算（Ⅱ）	3,420 円/月	342 円/月	退院・退所翌日以降に訪問を行った場合	
看護体制強化加算Ⅱ※	2,280 円/回	228 円/回	当事業所がどちらか片方の基準に適合した場合	
看護体制強化加算Ⅰ※	6,270 円/回	627 円/回	緊急時体制50%、特別管理20%、ターミナルケア1名または5名	
ターミナルケア加算	28,500 円/月	2,850 円/月	在宅で死亡した利用者について、死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合 居宅介護支援事業者等と十分に連携を図り実施する	

介護保険で理学療法士・作業療法士による訪問看護の場合 *					
訪看Ⅰ5・所要時間（回）		要介護 基本料金	自己負担/回 (1割の場合)	要支援(予防) 基本料金	自己負担/回 (1割の場合)
20分（1回）	1単位	3,351 円	336 円	3,237 円	324 円
40分（2回）	2単位	6,703 円	671 円	6,475 円	648 円
60分（3回）	3単位	9,063 円	907 円	4,856 円	486 円
看護職員の代わりに理学療法士等が入り、看護業務の一環としてのリハビリテーションを行います。利用開始時や状態の変化等に応じて、定期的に看護職員が訪問し、状態を看させて頂きます。					

介護保険で看護師による訪問看護の場合（2割）					※准看護師の場合1回につき90/100相当		
項目・所要時間	要介護	自己負担/回	要支援（予防）	自己負担/回	計画内または緊急2回目以降		
	基本料金	（1割の場合）	基本料金	（1割の場合）	夜間（18～22）	早朝（6～8）	深夜（22～6）
訪看Ⅰ1・20分未満	3,579 円	716 円	3,454 円	691 円	25%加算	25%加算	50%加算
訪看Ⅰ2・30分未満*	5,369 円	1074 円	5,141 円	1,029 円	25%加算	25%加算	50%加算
訪看Ⅰ3・30分～59分	9,382 円	1877 円	9,051 円	1,811 円	25%加算	25%加算	50%加算
訪看Ⅰ4・60分～89分	12,859 円	2,572 円	12,426 円	2,486 円	25%加算	25%加算	50%加算

加算について（介護保険）基本料金 / 2割負担の場合				
特別管理加算Ⅰ	5,700 円/月	1140 円/月	医療機器を使用している特別な管理が必要な方などに算定します	
特別管理加算Ⅱ	2,850 円/月	570 円/月		
緊急時訪問看護加算Ⅰ	6,840 円/月	1368 円/月	計画外の緊急時訪問体制 必要に応じて算定	
長時間訪問看護加算	3,420 円/回	684 円/回	特別管理加算対象者で90分を超える計画の場合	
複数名訪問加算Ⅰ	30分未満	2,895 円/回	579 円/回	同時に複数の看護師等による計画的な訪問看護、利用者の同意にて算定
	30分以上	4,582 円/回	917 円/回	
退院時共同指導加算*	6,840 円/回	1368 円/回	退院する病院と共同指導のあとで初回訪問した場合	
初回加算（Ⅰ）	3,990 円/月	798 円/月	退院・退所当日に訪問を行った場合	
初回加算（Ⅱ）	3,420 円/月	684 円/月	退院・退所翌日以降に訪問を行った場合	
看護体制強化加算Ⅱ※	2,280 円/回	456 円/回	当事業所がどちらか片方の基準に適合した場合	
看護体制強化加算Ⅰ※	6,270 円/回	1254 円/回	緊急時体制50%、特別管理20%、ターミナルケア年1名または5名	
ターミナルケア加算	28,500 円/月	5,700 円/月	在宅で死亡した利用者について、死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合 居宅介護支援事業者等と十分に連携を図り実施する	

介護保険で理学療法士・作業療法士による訪問看護の場合 *					
訪看Ⅰ5・所要時間（回）		要介護 基本料金	自己負担/回 （1割の場合）	要支援（予防） 基本料金	自己負担/回 （1割の場合）
20分（1回）	1単位	3,351 円	671 円	3,237 円	648 円
40分（2回）	2単位	6,703 円	1,341 円	6,475 円	1,295 円
60分（3回）	3単位	9,063 円	1,813 円	4,856 円	971 円
週に6回 限度					
看護職員の代わりに理学療法士等が入り、看護業務の一環としてのリハビリテーションを行います。利用開始時や状態の変化等に応じて、定期的に看護職員が訪問し、状態を看させて頂きます。					

介護保険で看護師による訪問看護の場合（3割）					※准看護師の場合1回につき90/100相当		
項目・所要時間	要介護	自己負担/回	要支援(予防)	自己負担/回	計画内または緊急2回目以降		
	基本料金	(1割の場合)	基本料金	(1割の場合)	夜間(18～22)	早朝(6～8)	深夜(22～6)
訪看Ⅰ1・20分未満	3,579 円	1074 円	3,454 円	1037 円	25%加算	25%加算	50%加算
訪看Ⅰ2・30分未満*	5,369 円	1611 円	5,141 円	1543 円	25%加算	25%加算	50%加算
訪看Ⅰ3・30分～59分	9,382 円	2815 円	9,051 円	2716 円	25%加算	25%加算	50%加算
訪看Ⅰ4・60分～89分	12,859 円	3,858 円	12,426 円	3,728 円	25%加算	25%加算	50%加算

加算について（介護保険）基本料金 / 3割負担の場合			
特別管理加算Ⅰ	5,700 円/月	1710 円/月	医療機器を使用している特別な管理が必要な方などに算定します
特別管理加算Ⅱ	2,850 円/月	855 円/月	
緊急時訪問看護加算Ⅰ	6,840 円/月	2052 円/月	計画外の緊急時訪問体制 必要に応じて算定
長時間訪問看護加算	3,420 円/回	1026 円/回	特別管理加算対象者で90分を超える計画の場合
複数名訪問加算Ⅰ	30分未満	2,895 円/回	同時に複数の看護師等による計画的な訪問看護、利用者の同意にて算定
	30分以上	4,582 円/回	
退院時共同指導加算*	6,840 円/回	2052 円/回	退院する病院と共同指導のあとで初回訪問した場合
初回加算（Ⅰ）	3,990 円/月	1197 円/月	退院・退所当日に訪問を行った場合
初回加算（Ⅱ）	3,420 円/月	1026 円/月	退院・退所翌日以降に訪問を行った場合
看護体制強化加算Ⅱ※	2,280 円/回	684 円/回	当事業所がどちらか片方の基準に適合した場合 緊急時体制50%、特別管理20%、ターミナルケア年1名または5名
看護体制強化加算Ⅰ※	6,270 円/回	1881 円/回	
ターミナルケア加算	28,500 円/月	8,550 円/月	在宅で死亡した利用者について、死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合 居宅介護支援事業者等と十分に連携を図り実施する

介護保険で理学療法士・作業療法士による訪問看護の場合 *					
訪看Ⅰ5・所要時間（回）		要介護 基本料金	自己負担/回 (1割の場合)	要支援(予防) 基本料金	自己負担/回 (1割の場合)
20分（1回）	1単位	3,351 円	1,006 円	3,237 円	971 円
40分（2回）	2単位	6,703 円	2,011 円	6,475 円	1,943 円
60分（3回）	3単位	9,063 円	2,719 円	4,856 円	1,457 円
看護職員の代わりに理学療法士等が入り、看護業務の一環としてのリハビリテーションを行います。利用開始時や状態の変化等に応じて、定期的に看護職員が訪問し、状態を看させて頂きます。					

医療保険での訪問看護の場合（基本療養費＋管理療養費）											
訪問看護基本療養費Ⅰ		週3日目まで（正看）			5,550円		（准看）		5,050円		
		週4日目以降（正看）			6,550円		（准看）		6,050円		
夜間・早朝訪問看護加算*		2,100円		18～22時、6～8時			深夜訪問看護加算*		4,200円 22～6時		
難病等複数回訪問看護加算*		2回/日		4,500円		3回/日		8,000円		特別指示または特別な疾病・状態	
複数名訪問看護加算		正看		4,500円/週1日		准看		3,800円/週1日		特別指示または特別な疾病・状態	
長時間訪問看護加算		5,200円/週1回		特別指示または特別管理加算による90分以上の訪問看護							
緊急訪問看護加算（月14日まで）		2,650円/日		特別な管理が必要な方や家族の求めで24時間体制で連携している医療機関の医師の指示に基づいて緊急訪問看護を行い、医師へ報告した場合							
緊急訪問看護加算（月15日以降）		2,000円/日									
訪問看護管理療養費		月の初日			7,670円		2日目以降		3,000円		
24時間対応体制加算		6,800円/月		計画外の緊急時訪問体制 必要に応じて算定							
特別管理加算		2,500円/月		（重症）		5,000円/月		医療機器を使用している特別な管理			
退院時共同指導加算*		8,000円/回		退院する病院と共同指導のあとで初回訪問した場合							
特別管理指導加算		2,000円		特別な管理が必要な方に退院時共同指導を行った場合							
退院支援指導加算		6,000円		特別な疾病で特別な管理が必要な方に退院日当日訪問した場合							
在宅患者連携指導加算*				3,000円/月		在宅医療関係職種間で情報を共有し指導した場合					
在宅患者緊急時等カンファレンス加算*				2,000円/月2回		ご自宅にて関係医療従事者がカンファレンスし指導した場合					
看護・介護職員連携強化加算				2,500円/月		吸引等を行う介護職員等に支援・助言・連携会議参加等した場合					
情報提供療養費*		1,500円/月		特別な疾病・状態の方 1 市町村 □2 小中入学転校時 □3 入院・入所先							
ターミナルケア療養費1		25,000円		ターミナルケア療養費2（施設看取介護加算対象者）					10,000円		
訪問看護医療DX情報活用加算				50円/月		オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施					
訪問看護ベースアップ評価料				780円/月		訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金を改善する場合					

医療保険で理学療法士・作業療法士による訪問看護の場合（基本療養費＋管理療養費）*				
訪問看護基本療養費Ⅰ	5,550円			
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670円	2回目以降	3,000円
看護職員の代わりに理学療法士等が入り、看護業務の一環としてのリハビリテーションを行います。利用開始時や状態の変化等に応じて、定期的に看護職員が訪問し、状態を看させていただきます。				

精神科訪問看護の場合（精神科基本療養費＋管理療養費）						
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで、30分以上（正看）		5,550円	（准看）	5,050円	
	週3日目まで、30分未満（正看）		4,250円	（准看）	3,870円	
	週4日目以降、30分以上（正看）		6,550円	（准看）	6,050円	
	週4日目以降、30分未満（正看）		5,100円	（准看）	4,720円	
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ		1回	8,500円	入院中外泊の訪問看護(正看)		
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	18～22時、6～8時	深夜訪問看護加算	4,200円	22～6時	
長時間精神科訪問看護加算	5,200円	特別指示または特別管理加算による90分以上の訪問看護、週1回				
複数名精神科訪問看護加算 （主治医の指示に基づく）	看護師 作業療法士	1日1回：4,500円	1日2回：9,000円	1日3回以上：14,500円		
	准看護師	1日1回：3,800円	1日2回：7,600円	1日3回以上：12,400円		
精神科複数回訪問看護加算	1日2回	4,500円	1日3回以上	8,000円	精神科在宅支援管理の対象者	
精神科緊急訪問看護加算	2,650円/日	2ヶ月目以降、特別な管理が必要な方や家族の求めで 24時間体制で連携している医療機関の医師の指示に基いて緊急訪問看護を行い、医師へ報告した場合				
訪問看護医療D X情報活用加算	50円/月	訪問看護ベースアップ評価料			780円/月	
管理療養費については、上記「訪問看護管理療養費」太枠内に同じ						

医療保険での訪問看護の場合（1割）						
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで（正看）		560円		（准看）	510円
	週4日目以降（正看）		660円		（准看）	610円
夜間・早朝訪問看護加算*	210円	18～22時、6～8時		深夜訪問看護加算*	420円	22～6時
難病等複数回訪問看護加算*	2回/日	450円	3回/日	800円	特別指示または特別な疾病・状態	
複数名訪問看護加算	正看	450円/週1日	准看	380円/週1日	特別指示または特別な疾病・状態	
長時間訪問看護加算	520円/週1回		特別指示または特別管理加算による90分以上の訪問看護			
緊急訪問看護加算（月14日まで）	270円/日		特別な管理が必要な方や家族の求めで24時間体制で連携している医療機関の医師の指示に基いて緊急訪問看護を行い、医師へ報告した場合			
緊急訪問看護加算（月15日以降）	200円/日					
訪問看護管理療養費	月の初日		770円		2日目以降	300円
24時間対応体制加算	680円/月		計画外の緊急時訪問体制 必要に応じて算定			
特別管理加算	250円/月		（重症）	500円/月	医療機器を使用している特別な管理	
退院時共同指導加算*	800円/回		退院する病院と共同指導のあとで初回訪問した場合			
特別管理指導加算	200円		特別な管理が必要な方に退院時共同指導を行った場合			
退院支援指導加算	600円		特別な疾病で特別な管理が必要な方に退院日当日訪問した場合			
在宅患者連携指導加算*	300円/月		在宅医療関係職種間で情報を共有し指導した場合			
在宅患者緊急時等カンファレンス加算*	200円/月2回		ご自宅にて関係医療従事者がカンファレンスし指導した場合			
看護・介護職員連携強化加算	250円/月		吸引等を行う介護職員等に支援・助言・連携会議参加等した場合			
情報提供療養費*	300円/月		特別な疾病・状態の方 1 市町村 □2 小中入学転校時 □3 入院・入所先			
ターミナルケア療養費1	2500円		ターミナルケア療養費2（施設看取介護加算対象者）			10,000円
訪問看護医療DX情報活用加算	5円/月		オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施			
訪問看護ベースアップ評価料	78円/月		訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金を改善する場合			

医療保険で理学療法士・作業療法士による訪問看護の場合（基本療養費＋管理療養費） *				
訪問看護基本療養費 I	560円			
訪問看護管理療養費	月の初日	770円	2回目以降	300円
看護職員の代わりに理学療法士等が入り、看護業務の一環としてのリハビリテーションを行います。利用開始時や状態の変化等に応じて、定期的に看護職員が訪問し、状態を看させて頂きます。				

精神科訪問看護の場合（精神科基本療養費＋管理療養費）					
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで、30分以上（正看）		560円	（准看）	510円
	週3日目まで、30分未満（正看）		430円	（准看）	390円
	週4日目以降、30分以上（正看）		660円	（准看）	610円
	週4日目以降、30分未満（正看）		510円	（准看）	480円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	1回		850円	入院中外泊の訪問看護（正看）	
夜間・早朝訪問看護加算	210円	18～22時、6～8時	深夜訪問看護加算	420円	22～6時
長時間精神科訪問看護加算	520円	特別指示または特別管理加算による90分以上の訪問看護、週1回			
複数名精神科訪問看護加算 （主治医の指示に基づく）	看護師 作業療法士	1日1回：450円	1日2回：900円	1日3回以上：1450円	
	准看護師	1日1回：380円	1日2回：7,600円	1日3回以上：1240円	
精神科複数回訪問看護加算	1日2回	450円	1日3回以上	800円	精神科在宅支援管理の対象者
精神科緊急訪問看護加算	270円/日	2ヶ月目以降、特別な管理が必要な方や家族の求めで 24時間体制で連携している医療機関の医師の指示に基いて緊急訪問看護を行い、医師へ報告した場合			
訪問看護医療DX情報活用加算	5円/月	訪問看護ベースアップ評価料			78円/月
管理療養費については、上記「訪問看護管理療養費」太枠内に同じ					

医療保険での訪問看護の場合（2割）								
訪問看護基本療養費Ⅰ		週3日目まで（正看）		1,110円		（准看）	1,010円	
		週4日目以降（正看）		1,310円		（准看）	1,210円	
夜間・早朝訪問看護加算*		420円	18～22時、6～8時		深夜訪問看護加算*		840円	22～6時
難病等複数回訪問看護加算*		2回/日	900円	3回/日	1,600円	特別指示または特別な疾病・状態		
複数名訪問看護加算		正看	900円/週1日	准看	760円/週1日	特別指示または特別な疾病・状態		
長時間訪問看護加算		1,040円/週1回		特別指示または特別管理加算による90分以上の訪問看護				
緊急訪問看護加算（月14日まで）		530円/日		特別な管理が必要な方や家族の求めで24時間体制で連携している医療機関の医師の指示に基いて緊急訪問看護を行い、医師へ報告した場合				
緊急訪問看護加算（月15日以降）		400円/日						
訪問看護管理療養費		月の初日		1,540円		2日目以降		600円
24時間対応体制加算		1,360円/月		計画外の緊急時訪問体制 必要に応じて算定				
特別管理加算		500円/月		（重症）	1,000円/月	医療機器を使用している特別な管理		
退院時共同指導加算*		1,600円/回		退院する病院と共同指導のあとで初回訪問した場合				
特別管理指導加算		400円		特別な管理が必要な方に退院時共同指導を行った場合				
退院支援指導加算		1,200円		特別な疾病で特別な管理が必要な方に退院日当日訪問した場合				
在宅患者連携指導加算*		600円/月		在宅医療関係職種間で情報を共有し指導した場合				
在宅患者緊急時等カンファレンス加算*		400円/月2回		ご自宅にて関係医療従事者がカンファレンスし指導した場合				
看護・介護職員連携強化加算		500円/月		吸引等を行う介護職員等に支援・助言・連携会議参加等した場合				
情報提供療養費*		300円/月		特別な疾病・状態の方 1 市町村 □2 小中入学転校時 □3 入院・入所先				
ターミナルケア療養費1		5,000円		ターミナルケア療養費2（施設看取介護加算対象者）			10,000円	
訪問看護医療DX情報活用加算		10円/月		オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施				
訪問看護ベースアップ評価料		160円/月		訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金を改善する場合				

医療保険で理学療法士・作業療法士による訪問看護の場合（基本療養費＋管理療養費） *				
訪問看護基本療養費 I	1,110円			
訪問看護管理療養費	月の初日	1,530円	2回目以降	600円
看護職員の代わりに理学療法士等が入り、看護業務の一環としてのリハビリテーションを行います。利用開始時や状態の変化等に応じて、定期的に看護職員が訪問し、状態を看させていただきます。				

精神科訪問看護の場合（精神科基本療養費＋管理療養費）					
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで、30分以上（正看）		1,110円	（准看）	1,010円
	週3日目まで、30分未満（正看）		850円	（准看）	770円
	週4日目以降、30分以上（正看）		1,310円	（准看）	1,210円
	週4日目以降、30分未満（正看）		1,020円	（准看）	940円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ	1回		1,700円	入院中外泊の訪問看護(正看)	
夜間・早朝訪問看護加算	420円	18～22時、6～8時	深夜訪問看護加算	840円	22～6時
長時間精神科訪問看護加算	1,040円	特別指示または特別管理加算による90分以上の訪問看護、週1回			
複数名精神科訪問看護加算 （主治医の指示に基づく）	看護師 作業療法士	1日1回：900円	1日2回：1,800円	1日3回以上：2,900円	
	准看護師	1日1回：760円	1日2回：1,520円	1日3回以上：2,480円	
精神科複数回訪問看護加算	1日2回	900円	1日3回以上	1,600円	精神科在宅支援管理の対象者
精神科緊急訪問看護加算	530円/日	2ヶ月目以降、特別な管理が必要な方や家族の求めで 24時間体制で連携している医療機関の医師の指示に基いて緊急訪問看護を行い、医師へ報告した場合			
訪問看護医療DX情報活用加算	10円/月	訪問看護ベースアップ評価料			160円/月
管理療養費については、上記「訪問看護管理療養費」太枠内に同じ					

医療保険での訪問看護の場合（3割）						
訪問看護基本療養費Ⅰ		週3日目まで（正看）		1,670円	（准看）	1,520円
		週4日目以降（正看）		1,970円	（准看）	1,820円
夜間・早朝訪問看護加算*	630円	18～22時、6～8時		深夜訪問看護加算*	1,260円	22～6時
難病等複数回訪問看護加算*	2回/日	1,350円	3回/日	2,400円	特別指示または特別な疾病・状態	
複数名訪問看護加算	正看	1,350円/週1日		准看	1,140円/週1日 特別指示または特別な疾病・状態	
長時間訪問看護加算	1,560円/週1回		特別指示または特別管理加算による90分以上の訪問看護			
緊急訪問看護加算（月14日まで）	800円/日		特別な管理が必要な方や家族の求めで24時間体制で連携している医療機関の医師の指示に基いて緊急訪問看護を行い、医師へ報告した場合			
緊急訪問看護加算（月15日以降）	600円/日					
訪問看護管理療養費		月の初日		2,310円	2日目以降	900円
24時間対応体制加算	2040円/月		計画外の緊急時訪問体制 必要に応じて算定			
特別管理加算	750円/月		（重症）	1,500円/月	医療機器を使用している特別な管理	
退院時共同指導加算*	2,400円/回		退院する病院と共同指導のあとで初回訪問した場合			
特別管理指導加算	600円		特別な管理が必要な方に退院時共同指導を行った場合			
退院支援指導加算	1,800円		特別な疾病で特別な管理が必要な方に退院日当日訪問した場合			
在宅患者連携指導加算*		900円/月		在宅医療関係職種間で情報を共有し指導した場合		
在宅患者緊急時等カンファレンス加算*		600円/月2回		ご自宅にて関係医療従事者がカンファレンスし指導した場合		
看護・介護職員連携強化加算		750円/月		吸引等を行う介護職員等に支援・助言・連携会議参加等した場合		
情報提供療養費*	450円/月		特別な疾病・状態の方 1 市町村 □2 小中入学転校時 □3 入院・入所先			
ターミナルケア療養費1		7500円		ターミナルケア療養費2（施設看取介護加算対象者）		10,000円
訪問看護医療DX情報活用加算		20円/月		オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施		
訪問看護ベースアップ評価料		240円/月		訪問看護ステーションに勤務する職員の賃金を改善する場合		

医療保険で理学療法士・作業療法士による訪問看護の場合（基本療養費＋管理療養費） *				
訪問看護基本療養費 I	1670円			
訪問看護管理療養費	月の初日	2,310円	2回目以降	900円
看護職員の代わりに理学療法士等が入り、看護業務の一環としてのリハビリテーションを行います。利用開始時や状態の変化等に応じて、定期的に看護職員が訪問し、状態を看させていただきます。				

精神科訪問看護の場合（精神科基本療養費＋管理療養費）						
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ		週3日目まで、30分以上（正看）		1,670円	（准看）	1,520円
		週3日目まで、30分未満（正看）		1,280円	（准看）	1,170円
		週4日目以降、30分以上（正看）		1,970円	（准看）	1,820円
		週4日目以降、30分未満（正看）		1,530円	（准看）	1,416円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ		1回		2,550円	入院中外泊の訪問看護（正看）	
夜間・早朝訪問看護加算		630円	18～22時、6～8時	深夜訪問看護加算	1,260円	22～6時
長時間精神科訪問看護加算		1,560円	特別指示または特別管理加算による90分以上の訪問看護、週1回			
複数名精神科訪問看護加算 （主治医の指示に基づく）		看護師 作業療法士	1日1回：1,350円	1日2回：2,700円	1日3回以上：4,350円	
		准看護師	1日1回：1,140円	1日2回：2,280円	1日3回以上：3,720円	
精神科複数回訪問看護加算		1日2回	1,350円	1日3回以上	2,400円	精神科在宅支援管理の対象者
精神科緊急訪問看護加算		780円/日	2ヶ月目以降、特別な管理が必要な方や家族の求めで 24時間体制で連携している医療機関の医師の指示に基いて緊急訪問看護を行い、医師へ報告した場合			
訪問看護医療DX情報活用加算		20円/月	訪問看護ベースアップ評価料			240円/月
管理療養費については、上記「訪問看護管理療養費」太枠内に同じ						

自費料金			
死後の処置	処置代	10,000円	ご利用者様の死後の処置を行った場合の料金
	訪問看護代	10,000円	
訪問看護	90分以上	3,500円/30分	90分以上の上限を超えた場合
交通費	医療保険で訪問時	100円/1回	夜間：250円/1回
その他*	ご利用者様のお住まいでサービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話代、介護品、衛生管理用品等の費用はご利用者様の負担となります。		
キャンセル料*		前日まで	無 料
※キャンセル料には保険が適用されず自費になります		当 日	3,000円

訪問看護指示書について

訪問看護は、主治医より発行される「訪問看護指示書」の指示に基づいて行います。
従って、かかりつけの医療機関にて、「訪問看護指示料（保険適用）」が発生します。
（訪問看護指示料 300点/月 状態により特別訪問看護指示加算 100点/月、衛生材料等提供加算 80点/月
発行される月に、かかりつけの医療機関にて算定。詳しくは医療機関へお尋ね下さい。）

4. 利用料のお支払

毎月、前月分の請求をいたしますので、当月末までにお支払い下さい。
なお、当事業所は銀行口座振替にてお願いしております。

5. 保険証・医療券などの確認

健康保険証・介護保険証・医療券・障害手帳・受給者証等、原本確認が必要となります。
また、コピーの用意をお願いします。（保険証に変更がある場合、その都度コピー及び原本確認が必要となります。）

6. 緊急時の対応

病状の急変やその他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医への連絡及び指示を受ける等の対応をします。営業時間外でも24時間連絡が取れる体制となっています。
（緊急時訪問看護加算、24時間対応〈連絡〉体制加算をご契約して頂いている方）

☐ 緊急時訪問看護加算

☐ 24時間対応体制加算

上記加算に同意します

利用者氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 印

7. 当事業所の訪問看護サービスの特徴

(1) 関連施設の診療所の指導を受けながら、医療管理の大変な方（人工呼吸器：中心静脈栄養：経管栄養：胃瘻：褥瘡等）、介護ケア全般、リハビリ等、幅広い業務内容で支援させて頂いております。

(2) 情報開示につきまして

当事業所は、ご利用者様の求めに従って、お客様ご自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。遠慮なくお尋ね下さい。

(3) その他

① 訪問看護計画の作成及び事後評価

看護師が、お客様の直面している課題等を評価し、主治医の指示及びお客様の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。

② 従業員研修

当事業所の訪問看護職員に対して、定期的に訪問看護についての研修を行います。

法人外研修（適時、必要な研修を年1回以上）

法人内研修（感染症対策、医療安全管理 各年1回）を行います。

③ カンファレンス

定例的にカンファレンスを開催し、情報の共有化とサービスの向上に役立てます。

8. サービス内容に関する苦情など相談窓口

当事業所利用者様相談窓口	
窓口責任者	蒔苗 麻子
ご利用時間	9：30～17：00
ご利用方法	電話 03-5947-4601 面接 訪問看護ステーション 星の砂 苦情箱 正面玄関に意見箱設置

苦情申し立て窓口 受付時間 9:00～17:00(各団体共通)		
国保連	東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177(苦情窓口直通)
練馬区	保健福祉サービス苦情調整委員事務局	03-3993-1344
和光市	長寿あんしん課	048-424-9139
朝霞市	長寿はつらつ課	048-463-1111
新座市	介護保険課	048-477-1111
西東京市	高齢者支援課 介護相談係	042-464-1311

■医療法人社団星の砂における個人情報の取り扱いについて（令和6年6月1日）■

当法人では、以下の目的により、個人情報の利用・提供を行っています

①医療機関内における利用

- ・医療・介護サービスの提供
- ・医療費・介護給付費の請求事務
- ・会計・経理・医療事故等の報告、医療・介護サービスの向上にかかわる業務、業務改善・サービス維持のための基礎資料等、管理運営業務に関する利用
- ・法人内で行う症例検討等

②当法人の事業主体である医療法人社団星の砂内部での情報共有

- ・ねりま西クリニック
- ・通所リハビリテーション デイケアのぞみ
- ・訪問看護ステーション星の砂
- ・居宅介護支援事業所 星の砂

③他の事業者等への情報提供等

- ・業務委託
 - ア) 検体検査業務の委託
 - イ) 審査支払機関への診療報酬明細書等の提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・クリニックが発行した処方せんに関する調剤薬局からの照会への回答
- ・事業所等からの委託による健康診断を行った場合の、事業者等への健診結果の通知
- ・医師賠償責任保険等に係る医療専門団体、保険会社等への相談・届出
- ・ネットワークを使用した、医療、介護サービスを提供する事業者との情報共有

上記の利用目的については、特段のお申し出や意思表示が無い場合は利用者の方の同意を得たものとして取り扱いますが、患者様、利用者様のお申し出により同意及び留保はいつでも変更できます。

上記利用目的の中で同意しがたいものがある場合には各事業所の窓口までお申し出下さい。

以下については、本人の同意を得た上で個人情報の提供・開示を行います

①他の保健医療関連業種との連携

- ・ 当院以外の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者、居宅介護支援事業所等（サービス担当者会議等）への紹介と包括的患者情報の共有。（紹介先医療機関、サービス事業者等からの照会への回答を含む。）
- ・ 診療にあたって外部の医師等の意見・助言を求める場合

②家族等への病状（心身の状況）説明

③訪問診療開始にあたって、家族の指定する薬局に必要な情報を提供する場合

④その他、保険会社等からの照会への回答

個人情報保護法に関する当法人の基本方針

当法人は、ご利用になる方々の人格とプライバシーを尊重し、下記の基本方針に基づき個人情報を適切に取り扱います。

- ①当法人は、個人情報保護に関する法律その他の規範を遵守します。
- ②当法人は、医療の提供や医療機関の管理運営に必要な範囲において個人情報を収集し、別に示した利用目的の範囲で情報を利用します。

個人情報保護法に関する同意について

- ① 上記のうち他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合にはその旨をお申し出ください。連絡先：法人本部（練馬区大泉町３－２－９ ０３－５９３３－３０７７）又は 各クリニック・事業所。
- ②同意書に署名をお願い致します。同意署名の書面は担当者にお渡し下さい。
- ③これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	事業者氏名	訪問看護ステーション星の砂	
	住 所	東京都練馬区大泉町3-2-17 エステート大泉町1階	電話03-5947-4601
	説 明 者	⑩	

私は、契約書及び個人情報使用に関して本書面により、訪問看護ステーション星の砂から訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け同意します。

利用者	住所		
	氏名	⑩	電話
家族または代理人	住所		
	氏名	⑩	電話

緊急時連絡先

氏名（続柄）	
住所	
電話番号 1	
2	

氏名（続柄）	
住所	
電話番号 1	
2	